

のような条件をつけたからといって、職業自体の安定性（仕事を変えない事）を左右することができるはずはない。

### 年金制度のもたらすもの

これまでの議論で明らかのように、企業年金は、長く働き、多くの収入を得ていた労働者に対し、より多くの年金を給付している。いってみれば、これは企業年金の本質である。だが、企業年金制度は税金控除という形で、公共の資金の直接的な援助を受けており、しかも公共の福祉に甚大な影響をもっている。したがって、これは私的な制度であると同時に、公的な制度でもある。このような性格の企業年金に対して、公的政策——その目的はできるだけ平等な資源の配分を実現することにある——が支持を与えるということは、大きな矛盾といわねばならない。

Jeffry calper, Ph D., Private Pensions and public policy. *Social Work*. May. 1973. PP. 5~12.

\*OASDHI : The Old Age, Survivors, and Disability Health Insurance Program  
(染谷徹子 東京都老人総合研究所)

## 西ドイツの社会法典の編纂進む



連邦労相 Walter Arendt の報告によると、専門家の間で「世紀の法」と呼ばれている社会法典 (Sozialgesetzbuch) の第一部が 1974 年には刊行される。国民の「社会的基本権」を規定した総則編は既に連邦議会に付託されているが、次いで「社会保険共通規定」も本年内に閣議にかけられるはずである。

この社会法典ができると、国民の社会的権利は展望し易くなり、理解し易くなる。現在編成中の第二部により、社会保険の 3 部門 (年金、疾病、災害) の全体にわたる共通規定が統合され、簡易化され、また部分的に改訂され

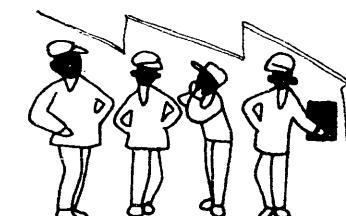
る。1911年のライヒ保険法 (Reichsversicherungsordnung) 以来このような包括的規定は始めての試みである。

「共通規定」は社会保険の基本的観念と原則を明らかにしており、外国における就業を規定している。またとくに新らしく規定されるものとして、労働賃金に関する規定、給付と拠出、および社会保険の自動的継続についての規定がある。

*Die Welt*, 26. Juli, 1973.

(安積銳二 国立国会図書館)

## 高くなる西ドイツの社会保険



労働者・職員年金保険の最高拠出額は明年は 450 マルクとなる。これは拠出測定限度が

2300 マルクから 2500 マルクに引上げられるためである。拠出率 (賃金に対する保険料の率)